

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 管工事
(2) 件 名 第二学校給食センタートイレ改修工事
(3) 場 所 越谷市大字大杉470番地
(4) 履 行 期 間 令和6年1月12日から令和6年3月22日まで
(5) 契 約 金 額 2,035,000 円(税込み)
(6) 受 注 者 株式会社ハッピークリーン
(7) 受注者住所 埼玉県越谷市七左町7-202-1
(8) 概 要 第二学校給食センター内トイレの大便器2台を、和式から洋式に改修する。

- (9) 理 由 本件は令和5年11月7日開札の指名競争入札で応札者1者のため中止、12月5日開札の指名競争入札で応札者なしのため中止となりました。そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号（競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。）の規定により随意契約とします。
また、管工事の業種に登録があり、トイレ改修工事に対応可能なすべての市内事業者に聴取したところ、本件の受注に意向のある業者が1回目に応札した株式会社ハッピークリーンに限られることから、当該業者を特命とします。

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事
(2) 件 名 盛土整地工事（127街区外2街区）
(3) 場 所 越谷市西大袋土地区画整理事業地内
(4) 履 行 期 間 令和6年1月17日から令和6年3月22日まで
(5) 契 約 金 額 13,750,000 円(税込み)
(6) 受 注 者 矢島建設株式会社
(7) 受注者住所 埼玉県越谷市袋山1959
(8) 概 要 敷地造成工 A=2226m²
購入土盛土 V=726m³
発生土盛土 V=565m³
(9) 理 由 本工事は、越谷市西大袋土地区画整理事業地内の街路築造工事（区6-104号線外2路線）と同一施工区域内であるため密接な関係性があり、一連で作業することにより、工期の短縮・安全性・円滑な施工を確保する上で有利と認められ、かつ他業者と契約する場合より現場管理費及び一般管理費において設計額で1,449,800円削減できることから、当該工事の受注者である矢島建設株式会社と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により特命随意契約を締結するものです。

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 電気工事
(2) 件 名 冠水センサー設置工事（その2）
(3) 場 所 越谷市内
(4) 履 行 期 間 令和6年1月19日から令和6年3月22日まで
(5) 契 約 金 額 12,441,000 円(税込み)
(6) 受 注 者 東電タウンプランニング株式会社
(7) 受注者住所 東京都港区海岸1-11-1
(8) 概 要 冠水センサー設置 39基

- (9) 理 由
- 本工事は冠水センサーを設置するものです。当初、ポラード（車止め、歩道への進入を防止したりする等の目的で設置される地面から突き出した杭）を利用した冠水センサーを計画していましたが、設置位置の検討や設置コストもかかることが課題となっていました。
- 再度検討した結果、下記推薦業者の冠水センサーであれば、東京電力パワーグリッド株式会社が設置した電柱を利用し冠水センサーを設置することにより、工期の短縮、コストの削減が期待できることがわかりました。また、本工事にあたっての電柱の使用に際し、東京電力パワーグリッド株式会社の許可が必要となります。下記推薦業者は、東京電力パワーグリッド株式会社のグループ会社として電柱の巡視・点検管理を行っており、電柱の使用許可申請等の手続き対応も迅速に行うことが可能です。
- このため、本工事の契約の相手方として下記推薦業者が適任であると認められるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により、随意契約とするものです。

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-----------|---|
| (1) 種別 | 管工事 |
| (2) 件名 | 交流館建築設備修繕（赤山交流館外6か所） |
| (3) 場所 | 越谷市赤山町三丁目128番地1外 |
| (4) 履行期限 | 令和6年1月26日から令和6年3月22日まで |
| (5) 契約金額 | 2,860,000円(税込み) |
| (6) 受注者 | 株式会社協和設備 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市大道478 |
| (8) 概要 | 赤山・大沢北・蒲生・南部・大袋北・桜井・南越谷の各交流館における非常用照明の不良箇所及び赤山・蒲生・南部・桜井の各交流館における換気設備の不良箇所について修繕を行う。 |
| (9) 理由 | 特命随意契約理由：
本案件については、令和5年9月2日開札の指名競争入札で応札者1社のため中止、令和5年12月19日開札の指名競争入札で応札者1社のため中止となりました。本修繕は建築設備の換気設備及び非常用照明設備を修繕するものであり、交流館を安全に使用するため必要不可欠な修繕であります。施設利用者の安全を確保するために早急に修繕を行う必要があることから、地方自治法施行令第167の2第1項第6号の規定に基づき、執行方法を随意契約とします。
また、管工事の登録があり、建築設備修繕に対応可能なすべての市内業者に聴取したところ、本件の受注に意欲がある業者が1回目、2回目に入札があった株式会社協和設備に限られることから、当該業者との特命契約とします。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 種別 | 管工事 |
| (2) 件名 | 七左保育所屋外給水管改修工事 |
| (3) 場所 | 越谷市七左町一丁目184番地 |
| (4) 履行期間 | 令和6年1月26日から令和6年3月22日まで |
| (5) 契約金額 | 2,420,000円(税込み) |
| (6) 受注者 | 共栄設備株式会社 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県越谷市七左町4-472-5 |
| (8) 概要 | 経年劣化により老朽化が著しいため、屋外埋設部分の給水管の改修工事を行う。 |
| (9) 理由 | 特命理由：本件は令和5年11月7日開札及び12月5日開札の指名競争入札でいずれも応札者なしのため中止となりました。そのため、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号（競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。）の規定により随意契約とします。
また、管工事の業種に登録があり、屋外給水管改修工事に対応可能なすべての市内事業者に聴取したところ、本件の受注に意向のある業者が共栄設備株式会社に限られることから、当該業者を特命とします。 |